

除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第八条第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の百分の三に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 2 略

第一項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当するところにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の一・六」とする。

は、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第八条第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。)の百分の三に相当する金額

二 課税短期譲渡所得金額につきこの項の規定の適用がなく、かつ、第三十一条第二項の規定により所得税法第三十三条第三項第一号中「その資産の所得の日以後五年以内にされたもの」とあるのを、「その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第三項に規定する所有期間が五年以下である資産(その年中に取得をしたものを含む。)に係るもの」と読み替えて同法第二十二条第二項の総所得金額の計算の例により第三十一条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される県民税の所得割の額として施行令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

3 2 略

第一項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当するところにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三」とあるのは「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計

4 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)
 第十一条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等(以下本項及び次項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「株式等」に係る譲渡所得等という。)については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項において「株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第八項第二号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当

4 略

算した金額」とする。
 (株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)
 第十一条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等(以下本項及び次項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「株式等」に係る譲渡所得等という。)については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下本項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項において「株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第八項第二号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の

該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2/4 略

5 租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

6/8 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)
第十一条の二の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下本項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下本項において同じ。)のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)(については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等これらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下本項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。))にかかわらず、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡

適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2/4 略

5 租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

6/8 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)
第十一条の二の二 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下本項及び次項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下本項及び次項において同じ。)のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)(については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等これらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下本項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。))にかかわらず、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡

所得等の金額(第三項の規定により読み替えられた同条第八項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一に相当する額とする。

2| 前項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

3| 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)
第十七条の三 住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが売買取新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三条の二第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築

た同条第八項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・六に相当する額とする。

2| 前項の場合において、平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・六」とあるのは、「百分の一」とする。
3| 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

4| 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)
第十七条の三 住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、都市基盤整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが売買取新築の住宅に係る第五十七条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三条の二第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十

が平成十年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三条の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年）」と、第六十四条第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年）」とする。

3 自己の居住の用に供しない新築された第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を取得した場合における同項第三号の規定の適用については、当該土地の取得が平成十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同号中「一年」とあるのは、「二年」とする。

(自動車税の税率の特例)
第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、専らメタノール

年十月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」とする。

3 自己の居住の用に供しない新築された第六十三条の二第一項に規定する特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を取得した場合における同項第三号の規定の適用については、当該土地の取得が平成十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同号中「一年」とあるのは、「二年」とする。

(自動車税の税率の特例)
第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、専らメタノール

を内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則で定めるもの(第四項及び第六項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗用車のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 三 略
表 略
2・3 略

4 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率(第六項において「エネルギー消費効率」という。)に係る施行令で定める基準に適合するもの(第六項から第九項まで及び附則第二十一条第五項において「低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が施行規則で定める許容限度(第七項及び第九項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの及び電気自動車等に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車

が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車

を内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則で定めるもの(第四項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗用車のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 三 略
表 略
2・3 略

4 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る施行令で定める基準に適合するもの(第七項及び第九項において「低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が施行規則で定める許容限度(第七項及び第九項並びに附則第二十一条第五項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるもの及び電気自動車等に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車

が平成十四年四月一日から平成十五年

税に限り、当該自動車は平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十五年分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

5 略

6 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車として施行規則で定めるもの及び電気自動車等に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

7 略

8 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車として施行規則で定めるもの(第六項の規定の適用を受ける

五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十五年分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

5 略

6 第四項の規定の適用がある場合における第百十二条第四項の規定の適用については、第三項の規定を準用する。

7 略

8 前項の規定の適用がある場合における第百十二条第三項及び第四項の規定の適用については、第三項及び第五項の規定を準用する。

自動車を除く。)及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車として施行規則で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

9 略

10 第四項及び第六項から前項までの規定の適用がある場合における第百十二条第三項及び第四項の規定の適用については、第三項及び第五項の規定を準用する。

2 第二十一条 略

3 (自動車取得税の税率等の特例)

3 内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの(以下本項において「特定自動車」という。)の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に

9 略

10 前項の規定の適用がある場合における第百十二条第三項及び第四項の規定の適用については、第三項及び第五項の規定を準用する。

2 第二十一条 略

3 (自動車取得税の税率等の特例)

3 内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの(以下本項において「特定自動車」という。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一

対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一・二 略

4 | 優良低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得（第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三

年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一・二 略

4 | 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第九項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則で定める許容限度の四分の一を超えない自動車

5 | エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車（同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る施行令で定める基準に適合するもの）のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得（第三項の規定

月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

5 | 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車

6 | 前二項の規定は、第四百二十二条の七第一項又は第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

7 | 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下次項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車

の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

5 | 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車

6 | 前項の規定は、第四百二十二条の七第一項又は第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

7 | 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車

8 | 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下次項及び第十項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車

ら第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- 一 バス、トラックその他の施行規則で定める自動車 百分の二
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一

9| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で施行規則で定めるものの取得(第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

10| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用さ

次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- 一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一
- 二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

9| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用さ

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得(第三項から第五項まで又は前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得(第三項又は第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

○ 規 則

狩猟者登録税及び入猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十三号

狩猟者登録税及び入猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則

狩猟者登録税及び入猟税証紙徴収規則(昭和二十九年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狩猟税証紙徴収規則

第一条中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

第二条中「一万千五百円」を「一万二千三百円」に、「八千七百五十円」を「八千二百円」に、「五千円、三千八百五十円、二千二百五十円及び千六百五十円」を「四千五百円、二千七百円及び千三百円」に改める。

第三条中「第三百三十二条の二第一項」を「第六十九条第一項」に改める。
第四条中「第三百三十二条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。
第六条中「総務部税務課」を「経営支援本部税務課」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

(証紙寸法各証紙とも縦29ミリメートル横29ミリメートル)



様式第十一号中「狩猟者登録税」を「狩猟税」に改め、「職業」を削り、「

税 額 の 区 分	狩猟者登録税	入猟税	計
10,000円	6,500円	16,500円	
4,500	6,500	11,000	
3,300	2,200	5,500	
5,000	—	5,000	
2,250	—	2,250	
1,650	—	1,650	
5,000	6,500	11,500	
2,250	6,500	8,750	
1,650	2,200	3,850	

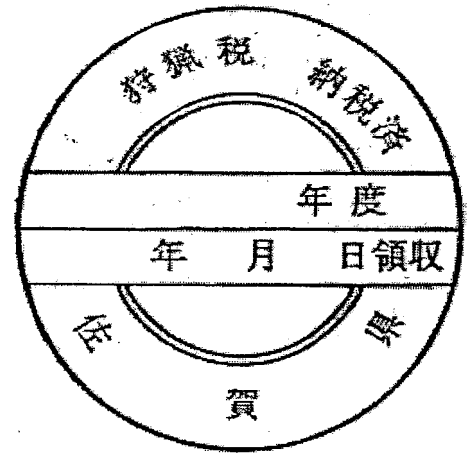
を

税 額 (円)
16,500
11,000
5,500
4,100
2,700
1,300
12,300
8,200
4,100

に、

「総務部税務課」を「経営支援本部税務課」に改める。
 第四号様式を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）
 （寸法直径35ミリメートル）



第五号様式及び第六号様式中「狩猟者登録税」を「狩猟税」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第十四号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第十一号その二	法人県民税均等割額決定通知書	法第五十五条第四項
-----------	----------------	-----------

を

様式第十二号その二	法人県民税均等割額決定通知書	法第五十五条第四項
様式第十一号その三	法人事業税徴収猶予期間延長申請書	条例第四十九条の二及び法第七十二条の三十八の二第五項
様式第十一号その四	法人事業税徴収猶予期間延長承認(一部承認)通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十五条第四項
様式第十一号その五	法人事業税徴収猶予期間延長否認通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する法第十五条第四項
様式第十一号その六	法人事業税の徴収猶予承認取消通知書	法第七十二条の三十八の二第十二項において準用される法第十五条の三第三項

に改める。

第三条第一項第一号中「総務部長」を「経営支援本部長」に改め、同項第二号及び同条第三項中「総務部」を「経営支援本部」に改める。

第九条第二項中「総務部」を「経営支援本部」に改める。

様式第十一号その一を次のように改める。